

国民の森林・国有林

立木 第5回  
資格付一般競争

# 入札の御案内

令和8年1月27日 施行  
10時00分入札開始

## ※代理人の入札への参加

### ①委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日に出席せず、代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

### ②入札書

「入札書」（別紙2）に入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名とともに代理人氏名の記入が必要となります。なお、押印は不要です。

〒979-0201 福島県いわき市四倉町字東二丁目 170-1

磐城森林管理署

■ 0246 代表 (66) 1234  
FAX (66) 1255

# 公 売 公 告

令和7年12月23日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 佐藤 智一

下記のとおり立木の一般競争入札を実施します。販売物件明細書及び国有林野事業林產物売買契約約款を参考し現物熟覧のうえ、国有林野の產物売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を厳守し入札して下さい。

## 記

### 1 入札及び開札の日時

令和8年1月27日（火）

入札開始 10時00分

締切 10時05分 締切後即時開札

### 2 入札及び開札の場所

磐城森林管理署 2階 入札室

### 3 郵便入札

認めます。

（1）送付場所 〒979-0201

福島県いわき市四倉町2丁目170-1 磐城森林管理署

（2）到着期限 令和8年1月26日（月） 17時15分必着。

\*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。

（3）その他留意事項

封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「立木公売入札書在中」と朱書し、書留または配達証明でお送り下さい。

### 4 入札物件

（1）次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。

ア 売払番号

イ 物件所在地

ウ 伐採種（皆伐・間伐等）

エ 国有林・分収造林・分収育林・官行造林の区分

オ 搬出期間または搬出期限

## 力 樹種・数量・収穫面積

(2) 物件毎の特約事項・入札条件等については、「特約事項（立木販売）」（別紙6）を参照して下さい。

## 5 入札参加者の資格

令和7年度から令和11年度の林産物の売払いに係る「一般競争参加資格確認通知書（林産物の売払）」の交付を各森林管理局長より受けている者に限ります。

但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。

- (1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
- (2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
- (3) 開札の日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。

## 6 入札保証金

免除します。

但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収します。なおこの場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。

## 7 契約保証金

免除します。

## 8 入札金額及び消費税

(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。

(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）をもって落札金額及び契約金額とします。

なお、契約締結以後、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算された総契約額が対象となります。

## 9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1-1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任

状」（別紙1-2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。

なお代表者本人、また代理人による入札のいずれの場合も押印は不要です。

（2）無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れました入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

（3）落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があつても、受理しません。また、どのような事由があつても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

（1）契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

（2）契約の締結期限は令和8年2月5日（木）までとします。

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

（1）1件の売払契約代金が150万円以上の物件において、国の所有に属する物品

の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。年利については関東森林管理局ホームページにてご確認ください。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/ennou.html>

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

（2）延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

（3）延納期限は、1,000m<sup>3</sup>未満は6ヶ月以内、1,000m<sup>3</sup>以上は10ヶ月以内とします。

### 1.3 物件の引渡

- （1）物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。
- （2）物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を磐城森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。
- （3）引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を磐城森林管理署長に提出して下さい。

### 1.4 各規程等の閲覧場所

（1）販売物件明細書、契約書案

ア 販売物件明細書：別紙9「売払物件一覧表」後掲の各明細を閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：別紙5「売買契約書（案）」を閲覧して下さい。

（2）各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/index.html>

ホームページを閲覧できない方は、磐城森林管理署業務グループ（経営担当）へお問い合わせ下さい。

## 15 その他留意事項

- (1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。
- (2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たつて森林に関する法令に照らし手続きが適正になされた森林の立木である」ことを証明します。なお、この記載内容をもって木質バイオマス証明となります。
- (3) 発電用バイオマス証明に関しては、買受人自らが本売買契約書の写しを添付し、任意様式により証明して下さい。
- (4) 本物件は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」（平成26年12月17日付け福島県農林水産部部長通知）（最終改正令和7年12月3日）に準拠し、事前に空間放射線量率の測定を実施し  $0.50 \mu \text{Sv/h}$  以下であること、また、 $0.50 \mu \text{Sv/h}$  超の場合は、樹皮の放射線物質濃度が  $6,400 \text{Bq/kg}$  以下であることを確認しています。なお物件毎の測定結果は、別紙4に示すとおりです。
- (5) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 民収分を含まない物件については、売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

ウ 民収分を含む物件（分収造林・分収育林・官行造林）については、適格請求書（インボイス）の交付は売買契約書に別紙4-1「売買代金明細書」を添付することとし、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。なお、民収分も国が販売の実際の実施者であることから、「媒介者交付特例」を適用して国から交付します。

現時点（公告時点）における仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、物件の入札書に記載された金額に対する割合は、別紙4-2のとおりです。

入札に際し、注意願います。

詳細については下記ページをご覧ください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu\\_rinya/kokuyuurinya\\_invoice.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html)

## 16 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

### 〈問合せ先〉

磐城森林管理署業務グループ（経営担当）

電話番号 0246-66-1234

### 〈ホームページ〉

磐城森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/iwaki/index.html>

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/welcome/index.html>

## お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/koukihoji/index.html>

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

分任契約担当官  
磐城森林管理署長 殿

委 任 状

代理人氏名 △△ △△

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称  
代表者氏名

株式会社 〇〇〇〇  
代表取締役 〇〇〇〇

分任契約担当官  
磐城森林管理署長 殿

注意：代理人が入札を行う場合は、必ず委任状を提出して下さい。

なお、当該年度を有効とする年間委任状（別紙 1-2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、各署等ごとに委任状の提出が必要となります。

委 任 状

私は、都合により を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称  
代表者氏名

分任契約担当官  
磐城森林管理署長 殿

委 任 状

私は、都合により △△ △△を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委 任 事 項

- 1 入札に関する一切の件
- 2 見積もりに関する事項
- 3 委任期間

令和××年××月××日 から 令和××年××月××日

令和□□年□□月□□日

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

商号又は名称 株式会社 ○○○○  
代表者氏名 代表取締役 ○○○○

分任契約担当官  
磐城森林管理署長 殿

## 入札書

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

(入札者)

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人)

氏 名

## (注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

## 【記入例】

## 入札書

入札番号 第〇号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
¥	1	2	3	4	5	6	7	

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

↓入札当日の日付を記入

令和〇〇年〇〇月〇〇日

分任契約担当官

磐城森林管理署長 殿

※代表者本人または、代理人による入札の  
いずれの場合も押印不要です。

(入札者)

住 所

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

商号又は名称

株式会社 〇〇〇〇

代表者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇

(代理人)

氏 名

(代理人による入札の場合)

△△ △△( )

## (注意事項)

- 1 金額は、円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 代理人による入札の場合は、「住所」、「商号又は名称」及び代理人の「記名」を行うこと。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

### 記

#### 1 契約の相手方として不適当な者

- （1）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （2）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （3）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- （5）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- （1）暴力的な要求行為を行う者
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- （3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- （4）偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- （5）その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

## 物件毎の空間放射線量率

物件番号	林小班	①空間線量率 ( $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ) ※測点最大値	②樹皮の放射性物質濃度 ( $\text{Bq}/\text{kg}$ )	③測定日	④面積(ha)	⑤測定点数
1	1232か	0.64	3,852	R4.7.12～ R5.1.13	3.72	12
	1232よ	0.52	1,719	R4.7.12～ R5.1.13	5.20	18
2	1267い1	0.62	1,161	R4.7.12～ R4.11.30	0.96	3
	1267い2	0.54	628	R4.7.12～ R4.11.30	0.10	2
3	619～	0.11		R7.10.1	0.39	3
4	2001い2	0.17		R7.10.24	0.12	3

注1) 空間放射線量率は、「福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針について」に準拠し測定しています。

注2) 樹皮の放射性物質濃度は、空間放射線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{h}$ 超の林分の場合のみ、抽出調査により測定しています。

注3) 樹皮の放射性物質濃度は、立木時の測定値であり、造材及び搬出作業に伴う土壤の付着による放射性物質濃度の上昇は見込んでおりません。

注4) 1・2号物件については、「令和4年度旧避難指示区域等内国有林における森林整備の実施に必要となる放射性物質関係調査事業」の調査結果を引用しているため、測点数が多くなっています。

(売買契約書別紙)

## 売買代金明細書

○○○○株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ あて

T8000012050001
磐城森林管理署

売買契約年月日 年 月 日

売買契約番号

売買物件の所在場所（分収林の場合は国有林野名及び林小班名 官行造林の場合は市町  
村名 字名 地番等）

売買代金 合計額	税込金額	うち消費税額 (10%)

うち適格請求書（インボイス）	税込金額	うち消費税額 (10%)
対象金額		

## &lt;内訳&gt;

インボイス対象	税込金額	うち消費税額 (10%)
①官収分		—
②民収分 (適格請求書発行事業者分)		—
小計		

インボイス対象外	税込金額	うち消費税額 (10%)
③民収分		—
小計		

○適格請求書（インボイス）の交付について

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。

なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。

入札に際し、注意願います。

※1 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%で計算した額）とは一致しない場合があります。

※2 当該割合は、現時点（公告時点）で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件（分収造林）	3.00%
2号物件（分収造林）	2.00%
3号物件（分収無し）	10.00%
4号物件（分収造林）	10.00%

※3 上記2の数値には、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置の控除率は計算されていません。

## 契約番号 - - 立木販売 売買契約書 (案)

売買物件の所在場所	面積 (ha)			売買代金納付方法	現金納付分	売買金額	円納付期限	令和年月日
売買物件の種類及び数量	区分	樹種	本数 (本)	木材積 (m <sup>3</sup> )	延納分	延納金額	円	延納期間
内訳	立木					延納利息	円	~
	公売物件番号	号				延納担保金額	円	日間
売買代金	売買代金					延納利息	円	同提供期限
	うち消費税抜代金					延納担保金額	円	同提供期限
	消費税 (10%)					延納利息	円	同提供期限
契約保証金	免除					延納担保金額	円	同提供期限
売買代金の分取額	官 収 分	分 収 額				売買物件の引渡方法	売買物件の引渡期間 (期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日 (概算の場合の最終期限)
	民 収 分	分 収 額				売買物件の搬出期間 (期限)		
官行造林立木竹	うち消費税抜代金					売買使用目的の指定	施設設置等の指定	
分 収 造林立木竹	うち消費税抜代金					特約事項	別紙の通り	
分 収 育林立木竹	分 収 権 者							

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約書によつて売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

- \* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。
- \* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たつて森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

売渡人 分任契約担当官 登録番号 T800001205001  
買受人 碧城森林管理署長

## 特約事項（立木販売）

### 1. 物件の引き渡しについて

（1） 買受人が現地を確認したもので、同意が得られた場合には、物件の引き渡しを「買受人立会いによる引き渡しは行わないものとする」いわゆる「みなし引渡し」によりおこなう。この場合、物件の引渡し等は次のとおりとなる。

ア 代金の全部（売払規程第 27 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては、代金の全部及び当該違約金）の納入があった時、又は代金延納担保の提供（売払規程第 29 条第 2 項の規定による違約金を徴収する場合にあっては代金延納担保の提供及び当該違約金の納入）があった時（代金延納担保の提供を免除する旨の特約がある場合には契約締結の時）に引渡しがあったものとみなすものとする。

イ 買受人は前記（1）により、引渡しがあったものとみなした時の日付をもって引渡し領収書を森林管理署長に提出するものとする。

### 2. 事業計画書等の提出及び承認

（1） 買受人は、現地を精査の上、「立木販売箇所の事業計画書」（別紙 7）を作業に着手する 20 日前までに当該事業地を管轄する森林官等（以下「森林官」という）と計画内容を調整の上、磐城森林管理署長へ提出し、その承認を受けること。提出に際しては、下記事項（ア～カ）またその他物件ごとに必要な事項について事前に確認・手続きを行うこと。

ア 事前に該当森林官と官民界または販売区域の確認を行い、契約外立木の誤伐、また「官民境界標識」の毀損、亡失等の無いように留意する。

イ 民有地を搬出等に使用する場合、民有地の所有との交渉は、買受人が行うこと。

ウ 保安林の制限のある買受物件区域外での搬出路や土場等を作設又は利用がある場合は、土地の形質変更及び立木の伐採について、買受人において当署への保安林内作業行為許可同意書の交付申請の提出、ならびに県知事への申請を必ず実施すること。

エ 国有林内既設作業道及び土場敷の使用及び新規作設を行う場合は無料利用承認を受けること。契約区域外の利用については、承認が必要となるため、該当森林官等と内容の調整を行い、無料利用請書を磐城森林管理署長へ提出し、承認を受けること。なお契約区域内については無料利用承認申請を省略できるが、必要に応じて申請箇所に含めることも可能とする。

オ 搬出路作設等により、契約区域外の立木伐採により発生する搬出支障木については、別途売買契約手続きを行うものとし、該当する場合は余裕をもって森林官等に申告すること。引渡しについては 1.（1）によるものとし、着

手前に金融機関の領収印のある納入告知書の写し（分収林契約箇所については、民収分の代金振込証書の写しも含む）を提出すること。なお売扱いは1回を原則とする。

カ 搬出支障木数量については、販売物件材積の5%を超えないよう、伐採を必要最小限にとどめるように事業計画段階で検討し、森林官の数量調査を受けること。なお、契約数量は森林官による調査数量とする。

（2）事業計画書には、森林作業道等の路網計画を明示した図面を添付すること。

添付する図面は、別途作成する図面（保安林協議又は労働安全衛生規則等に基づき作成するものなど）を使用して差し支えない。ただし、等高線、予定線形、総延長、路網密度、幅員、土場の箇所等が記載されたものとする。また、「伐採及び搬出に係るチェックリスト」（別紙8）の内容を確認の上、添付すること。

（3）買受人は（1）で承認を受けた森林作業道等の路網計画に変更する必要が生じたときは、その変更について森林官を経由の上、磐城森林管理署長等に提出し、その承認を受けること。

（4）買受人は、（1）及び（3）に基づいて提出した事項について、磐城森林管理署長等の承認された後に着手することができる。

（5）提出していただいた計画書については労働安全衛生の確保に資するため、関係労働基準監督署に情報提供することについて了承されたい。

### 3. 伐採・搬出、森林作業道等作設に関する事項

（1）買受人は、「主伐時における伐採・搬出指針」を遵守しなければならない。ただし、指針3の（1）及び（5）は適用しない。「主伐時における伐採・搬出指針」については、下記リンクから参照されたい。

[https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212\\_renkihozen.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_renkihozen.html)

（2）買受人は、森林作業道等を作設する必要があるときは、以下の項目を遵守し施工すること。

ア 路網

（ア）配置

a. 路網は、フォワーダ等車輌系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

（a）地形・地質の安定している安全な個所を通過するよう配置する。

（b）地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。

（c）排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。

（d）急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。

（e）S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

（イ）幅員

- a. 幅員は、3m以下とする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

(ウ) 勾配・排水

- a. 縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる、勾配で計画する。
- b. 横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。
- c. 特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。
- d. 排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。
  - (a) カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
  - (b) 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滯水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

イ 施工

(ア) 切土

- a. 切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度以内とする。
- b. 切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

(イ) 盛土

- a. 盛土については、地山を段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帶を用いて十分に締め固める。
- b. なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。
- c. 盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。
- d. ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

- e. 盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

(ウ) 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

(エ) 伐開

伐開は、作設箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限の幅とする。

(オ) 表土、根株の扱い

- a. 根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。
- b. 根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

ウ 周辺環境への配慮

- (ア) 2. (1) ア、イに従い、周辺設備の損害のないよう注意すること。
- (イ) 抜伐・間伐など、森林の一部の立木を伐採するに際し、契約対象外の立木の保護その他当該森林の保護に努めること。
- (ウ) 買受人は、労働安全衛生、山林火災及び、天候の急変等に十分注意し、作業を実施することとし、万一、労働災害等が発生した場合は、該当森林官等もしくは、森林管理署へ連絡すること。また、狩猟期間中及び猟銃による有害鳥獣駆除の実施時には「作業中につき発砲禁止」等と表示した看板等を事業地の入り口等の分かりやすい箇所に提示すること。
- (エ) 搬出路に水切り等の排水施設を適切に整備し、降雨時に泥水等が直接沢や林道公道等に流出しないようにする。特に、洗い越し等の沢付近での作業は下流への影響が少なくないため、荒天前後などは特に留意すること。
- (オ) 末木枝条、残材、根株等を沢の付近や土場周辺に放置しないこと。
- (3) 搬出作業完了時には、該当森林官等へ搬出済の旨連絡し、森林官等による跡地検査を受けること。また、その他作業完了時の手続についても、森林官等の指示を受けること。

#### 4. 林野火災の防止について

(1) 買受人は、林野火災予防の取組として以下の措置を講ずること。

ア 作業現場及びその周辺の産物等の保全と火災の予防について万全の措置を講ずるものとし、作業実行に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならないこと。

イ 作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならないこと。

ウ 喫煙場所を指定する際は、車内・屋内及び林道・作業道等の路網上を優先して指定することとし、作業中の喫煙を厳禁としなければならないこと。

エ 指定場所において火気の使用を伴う喫煙を行う際には、周辺の可燃物（落葉落枝等）の除去を徹底するとともに、吸い殻に残った火による火災発生を防止するため、喫煙後は消火を徹底した上で、吸い殻は必ず持ち帰らなければならないこと。

オ 刈払機、チェーンソー等の機械を枯草や枝条等のある作業地で使用する際には、飛び火等による火災を起さないよう注意して作業を行わなければならないこと。

(2) 買受人は、(1)の各事項について、作業に従事するすべての作業員に対して、周知徹底すること。

#### 5. 磐城森林管理署長等は、3(1)、(2)の不遵守や、2(1)及び(3)において承認した事項と異なる施工が行われたことにより、林地崩壊が発生し又は発生する恐れがあるなど、林地保全上特に問題があると認めた場合は、買受人に対し、買受人の負担において、植栽や盛土の転圧、排水溝の設置など必要な措置を命ずることができる。この場合において、買受人は磐城森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講ずること。

##### (1) その他

ア 1.(1)ア、イの他、ライフラインを含む重要保全対象について損害を与えた場合は、買受人が当該管理者と協議のうえ買受人の負担で補償、復元するものとする。

イ 買受けた物件については、全て伐倒及び搬出すること。特別な理由により立木を残す場合は、あらかじめ森林官等と協議すること。

ウ 3、4号物件は宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下、「盛土規制法」という。）第10条に規定する宅地造成等工事規制区域に該当する。また1、2号物件は盛土規制法第26条に規定する特定盛土等規制区域に該当する。集材路（森林作業道を含む）、土場等の作設において、盛土規制法の規制対象となる規模の残土処理を行う場合は、買受人が工事主として県知事等への許可申請または届出を行うこと。

エ 本特約事項に指定していないものについては、「森林作業道作設指針」に

よることを基本とする。

「森林作業道作設指針」については、下記リンクから参照されたい。

[https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212\\_rintihozen.html](https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/wood/202212_rintihozen.html)

買受者の所在地：				
名 称：				
代表者名：				
電 話：				
区分 内容				
伐 採 搬 出 計 画	契約方法	公売	隨契	
	契約場所	國有林		
	契約数量	面積	ha・樹種	外・材積
	伐採方法	皆伐	・ 間伐	・ その他 ( )
	作業の形態	自社	・ 下請	・ その他 ( )
	作業期間	(自)	計画承認日	(至)
	搬出方法	架線系	・ 車両系	・ その他 ( )
	従事作業員の内訳	作業員数	名 (常雇)	名 (臨時)
	・住 所：			
	・名 称：			
・代表者：				
・電 話：				
現場責任者の氏名等	氏 名 :	tel.		
現場 責 任 者 等 の 氏 名	林業架線作業主任者	氏 名 :		
地山掘削作業主任者	氏 名 :			
車両系建設機械運転	氏 名 :			
かかり木の処理業務	氏 名 :			

## 立木販売箇所の事業計画書

提出日： 令和7年4月1日

※1

磐城森林管理署長 殿  
○○森林事務所 森林官

買受者の所在地： 福島県いわき市四倉町○-○-○

## 安全指導等の記録

No.1

指導年月日	作業の内容	安全指導等の内容
指導者名	従事者の数	

- ※1 指定森林官への提出月日とします。  
なお森林官による現地確認、経営担当による承認審査(確認)期間を見込むことから  
最低でも着手より20日程度前にご提出ください。  
加えて、契約物件内に保安林等制限林を含む場合、また国有林の貸付設備を含む場合は、  
契約者様から当該管理者への協議・許可承認が必要となります。  
この場合、必要な承認が渝つたことを確認でき次第の着手となりますので、  
事業計画書と併せてお早めにご提出ください。

- ※2 作業期間は伐採・搬出作業にかかる実期間とし、始期は計画承認日、終期は実際の作業終了予定期を考慮してご記載ください（安易に搬出期限最終日とすることは避ける）
- ※3 作業員数は現場に常駐する作業員数とし、下請がある場合合計の作業員数も含めた数をご記載ください。
- ※4 本表右側、安全指導等の記録は森林管理署等で記載するため、提出時は空欄でご提出ください。

区分	内容		
契約方法	公売	・ 隨契	契約月日 令和6年8月10日
契約場所	○○	国有林	344 林班 る1 小班
契約数量	面積 7.03 ha	・樹種 スギ	外・材積 3,456 m <sup>3</sup>
伐採方法	皆伐	・ 間伐	・ その他 ( )
作業の形態	自社	・ 下請	・ その他 ( )
作業期間	(自)	計画承認日 (至)	令和9年2月22日
搬出方法	架線系	・車両系	・その他 ( )
従事作業員の内訳	・作業員数 6 名	(常雇 5 名	臨時 1 名)
下請等の場合の相手方の住所・氏名・電話番号	・住所：福島県いわき市平○-○-○		
現場責任者の氏名等	・氏名：森野 次郎	tel	
林業架線作業主任者	・氏名：森野 三郎		
地山掘削作業主任者	・氏名：森野 四郎、森野 五郎		
車両系建設機械運転	・氏名：森野 四郎、森野 五郎、森野 六郎		
かかり木の処理業務	・氏名：森野 次郎、森野 三郎		

伐採及び搬出に係るチェックリスト

別紙8

立木販売買受者：

売買物件の所在地：

チェック項目	確認
<b>(1) 伐採区域の確認</b> ① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法（標示の明瞭度、間隔等）を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	
<b>(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計</b> ① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は渓流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、渓流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	
<b>(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工</b> ① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかりと絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、渓流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 渓流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	
<b>(4) 作業実行上の配慮</b> ① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は渓流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	
<b>(5) 事業中・実施後の整理</b> ① 事業中は必要により、事業完了間近の時点に森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	
<b>(6) 生物多様性への配慮</b> ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	

別紙8(記入例)  
伐採及び搬出に係るチェックリスト

立木販売買受者 : 〇〇株式会社

売買物件の所在地 : 〇〇市〇〇町〇〇字〇〇国有林〇〇林小班

チェック項目	確認
<b>(1) 伐採区域の確認</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ② 着手前に必ず伐採区域の事前確認を行う。 ③ 区域表示の方法(標示の明瞭度、間隔等)を確認、また現場末端まで周知を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、森林管理署等が示す保護樹帯や保残木を保全する。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>(2) 林地保全に配慮した集材施設の設計</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ② 森林作業道等・土場の作設は必要最小限にする。 ③ 森林作業道等の線形は、極力等高線に合わせ、森林作業道等・土場は渓流等から距離をおいて配置する。 ④ 森林作業道等は、渓流等を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑤ 伐採区域のみで森林作業道等の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することも検討し、森林官等と協議を行う。 ⑥ 水道の取水口の周辺、人家等特に重要な保全対象が下方にある場合は、森林作業道等・土場を配置しない。また、必要により丸太柵工等の対策を講じる。なお、集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。 ⑦ 森林作業道等のヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑧ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、森林作業道等・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流等に流出しない工夫をする。 ⑨ 現場の状況に応じて、森林作業道等・土場の配置に係る計画の変更を行う。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>(3) 林地保全に配慮した集材施設の施工</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 森林作業道等の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ② 切土高を可能な限り低く抑え、盛土はしっかりと絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 余剰な残土・根株については、渓流等の付近は避け、地盤が安定した箇所に、安定した状態で置く。 ④ 雨水による路面の洗堀・路肩の崩壊等を避けるため、路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。 ⑤ 崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、必要により丸太組工等の対策を講じる。 ⑥ 渓流等横断箇所においては、洗い越しでは大きめの石等を使用し、路面を一段下げる、暗渠の場合は詰まらないように杭を立てるなどの対策を講じる。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>(4) 作業実行上の配慮</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 森林作業道等・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④ 枝条等は渓流等の付近には放置しない。安定した場所に集積しておく。 ⑤ 主伐の場合、伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>(5) 事業中・実施後の整理</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 事業中は必要により、事業完了間近の時点に森林官等に現場立会いを求め、林地保全上の措置等について協議する。 ② 跡地検査時点では上記の措置も含め検査を受け、必要な措置があれば実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>
<b>(6) 生物多様性への配慮</b>	<input checked="" type="checkbox"/>
① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林管理署長等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した森林作業道等・土場の配置とする。	<input checked="" type="checkbox"/>

## 売 扱 物 件 一 覧 表

売扱番号	管轄事務所	伐採種	物件所在地				樹種	林齡	面積(ha)	数量		保安林内外	備考
			市町村	大字	国有林名	林小班				本数	材積(m <sup>3</sup> )		
1	葛尾	立木(皆伐)	双葉郡葛尾村	落合	大笹	1232か	アカマツ外	65	3.87	3,956	2,045.94	外	標準地調査分収造林
		立木(皆伐)	双葉郡葛尾村	落合	大笹	1232よ	アカマツ外	61	5.11	6,919	1,655.26	外	標準地調査分収造林
計									8.98	10,875	3,701.20		
2	葛尾	立木(皆伐)	双葉郡葛尾村	野川	湯殿	1267い1	スギ外	58	0.79	927	371.79	外	標準地調査分収造林
		立木(皆伐)	双葉郡葛尾村	野川	湯殿	1267い2	スギ外	58	0.12	113	74.85	外	毎木調査分収造林
計									0.91	1,040	446.64		
3	川内	立木(皆伐)	双葉郡川内村	上川内	長山外1	619へ	アカマツ外	69	0.39	486	185.97	内	毎木調査工事支障木
4	原町	立木(皆伐)	南相馬市原町区	大原	丸石	2001い2	スギ	37	0.12	81	34.42	外	毎木調査分収造林工事支障木
合計									10.40	12,482	4,368.23		

※各物件の図面の印刷の際は、拡大・縮小をせずに印刷すると、適切な縮尺でご利用いただけます。

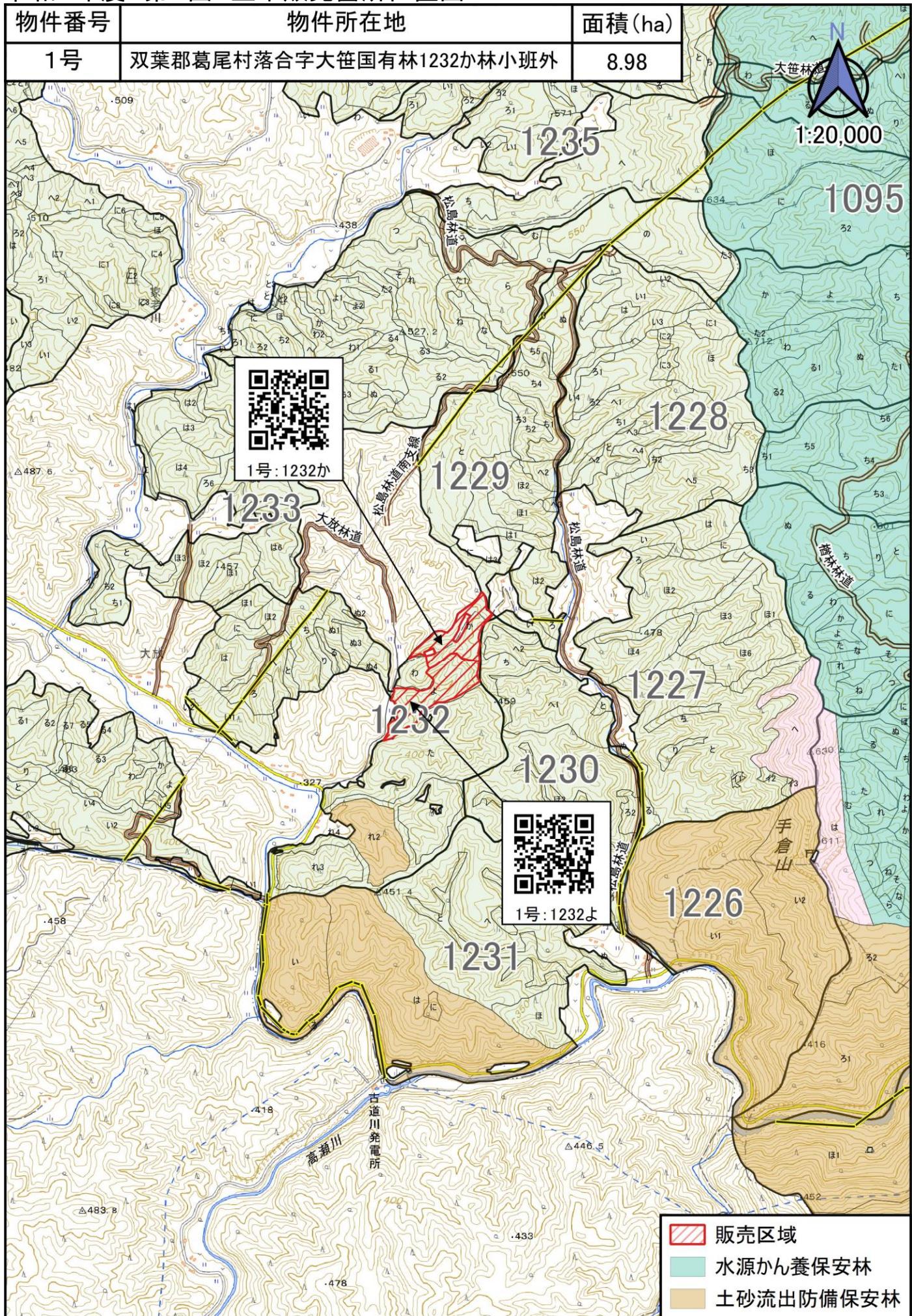
## 立木販売箇所現地案内情報

物件番号	林小班	案内日時及び集合場所	案内者	電話番号	集合場所
1	1232か・よ	1月7日(水) 10:30 葛尾村復興交流館あぜりあ 駐車場 (双葉郡葛尾村落合字落合20-1)	浪江森林官 (葛尾事務所駐在)	0240(29)2026 (葛尾森林事務所)	
2	1267い1・い2				
3	619へ	1月16日(金) 10:30 ショッピングセンターYO-TASHI 駐車場 (双葉郡川内村下川内宮ノ下25-1)	森林整備官 (土木担当)	0246(66)1234 (磐城森林管理署)	
4	2001い2	1月9日(金) 10:30 県道12号線沿い 林道社地神線入口 (物件番号4号 位置図参照)	治山技術官	0246(66)1234 (磐城森林管理署)	

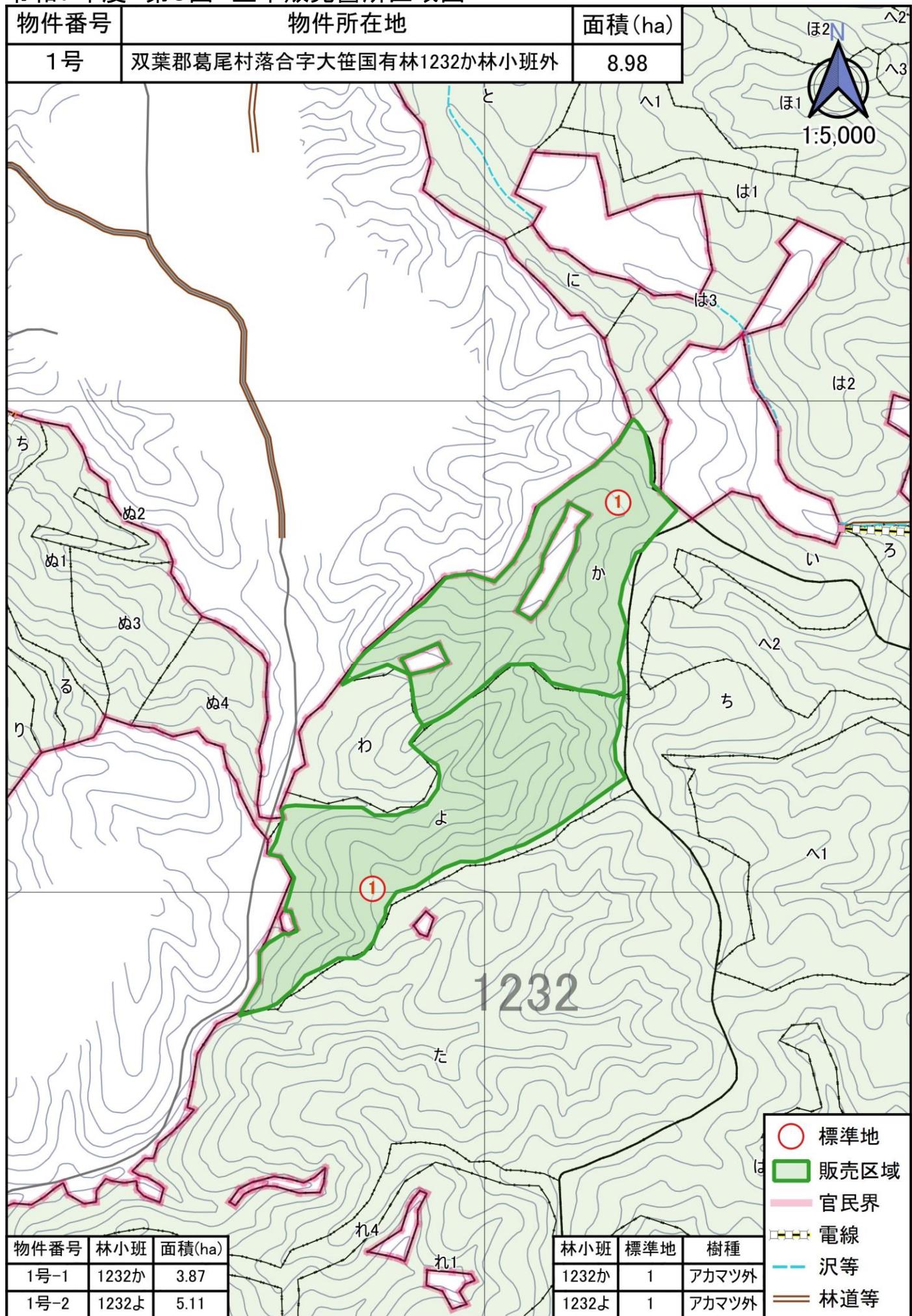
※現地案内については雨天決行ですが、状況によっては延期する場合がございます。

その場合は案内日の前営業日16:00までに決定しますので、該当案内者へご確認ください。

# 令和7年度 第5回 立木販売箇所位置図



# 令和7年度 第5回 立木販売箇所区域図



# 販 売 物 件 明 細 書

1-1

## 1-1 標準地内立木調査結果(1232か,0.09ha)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
アカマツ	一般材	22	20	0.37	1	0.37
アカマツ	一般材	26	18	0.45	1	0.45
アカマツ	一般材	26	19	0.48	1	0.48
アカマツ	一般材	26	24	0.61	1	0.61
アカマツ	一般材	28	19	0.55	1	0.55
アカマツ	一般材	28	21	0.61	1	0.61
アカマツ	一般材	30	24	0.79	1	0.79
アカマツ	一般材	30	25	0.82	1	0.82
アカマツ	一般材	30	26	0.86	1	0.86
アカマツ	一般材	32	19	0.70	1	0.70
アカマツ	一般材	32	23	0.85	2	1.70
アカマツ	一般材	32	24	0.89	1	0.89
アカマツ	一般材	34	24	0.99	1	0.99
アカマツ	一般材	34	25	1.03	2	2.06
アカマツ	一般材	36	23	1.05	1	1.05
アカマツ	一般材	36	25	1.15	1	1.15
アカマツ	一般材	38	20	1.00	1	1.00
アカマツ	一般材	38	24	1.21	1	1.21
アカマツ	一般材	38	26	1.32	1	1.32
アカマツ	一般材	40	23	1.27	1	1.27
アカマツ	一般材	40	26	1.44	1	1.44
アカマツ	一般材	42	26	1.60	1	1.60
アカマツ	一般材	44	25	1.69	1	1.69
アカマツ	一般材	44	26	1.75	1	1.75
アカマツ	一般材	46	24	1.77	1	1.77
アカマツ	一般材	46	26	1.92	1	1.92
アカマツ	低質材	14	17	0.14	1	0.14
アカマツ	低質材	20	19	0.29	1	0.29
アカマツ	低質材	22	17	0.32	1	0.32
アカマツ	低質材	24	19	0.42	1	0.42
アカマツ	低質材	26	19	0.48	2	0.96
アカマツ	低質材	26	22	0.56	1	0.56
アカマツ	低質材	26	23	0.58	1	0.58
アカマツ	低質材	28	19	0.55	1	0.55
アカマツ	低質材	30	17	0.55	1	0.55
アカマツ	低質材	30	21	0.69	1	0.69
アカマツ	低質材	30	23	0.76	1	0.76
アカマツ	低質材	30	26	0.86	1	0.86
アカマツ	低質材	36	20	0.91	1	0.91
アカマツ	低質材	36	23	1.05	1	1.05
アカマツ	低質材	36	26	1.19	1	1.19

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
低質材L	低質材	10	7	0.03	1	0.03
低質材L	低質材	10	8	0.03	5	0.15
低質材L	低質材	10	9	0.04	3	0.12
低質材L	低質材	10	10	0.04	3	0.12
低質材L	低質材	10	13	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	12	8	0.04	1	0.04
低質材L	低質材	12	9	0.05	2	0.10
低質材L	低質材	12	10	0.05	4	0.20
低質材L	低質材	12	11	0.06	2	0.12
低質材L	低質材	12	13	0.07	1	0.07
低質材L	低質材	14	8	0.06	1	0.06
低質材L	低質材	14	10	0.07	3	0.21
低質材L	低質材	14	11	0.08	1	0.08
低質材L	低質材	14	12	0.09	2	0.18
低質材L	低質材	14	13	0.09	1	0.09
低質材L	低質材	16	11	0.10	1	0.10
低質材L	低質材	16	12	0.11	1	0.11
低質材L	低質材	16	13	0.12	1	0.12
低質材L	低質材	18	12	0.14	1	0.14
低質材L	低質材	18	13	0.15	1	0.15
低質材L	低質材	20	10	0.15	1	0.15
低質材L	低質材	20	13	0.19	1	0.19
低質材L	低質材	20	15	0.22	1	0.22
低質材L	低質材	22	14	0.24	1	0.24
低質材L	低質材	24	17	0.35	1	0.35
低質材L	低質材	26	15	0.36	2	0.72
低質材L	低質材	28	16	0.44	1	0.44
低質材L	低質材	34	15	0.61	1	0.61
低質材L	低質材	36	17	0.77	1	0.77
低質材L	低質材	46	18	1.28	1	1.28
低質材L	低質材	46	21	1.49	1	1.49

# 販 売 物 件 明 細 書

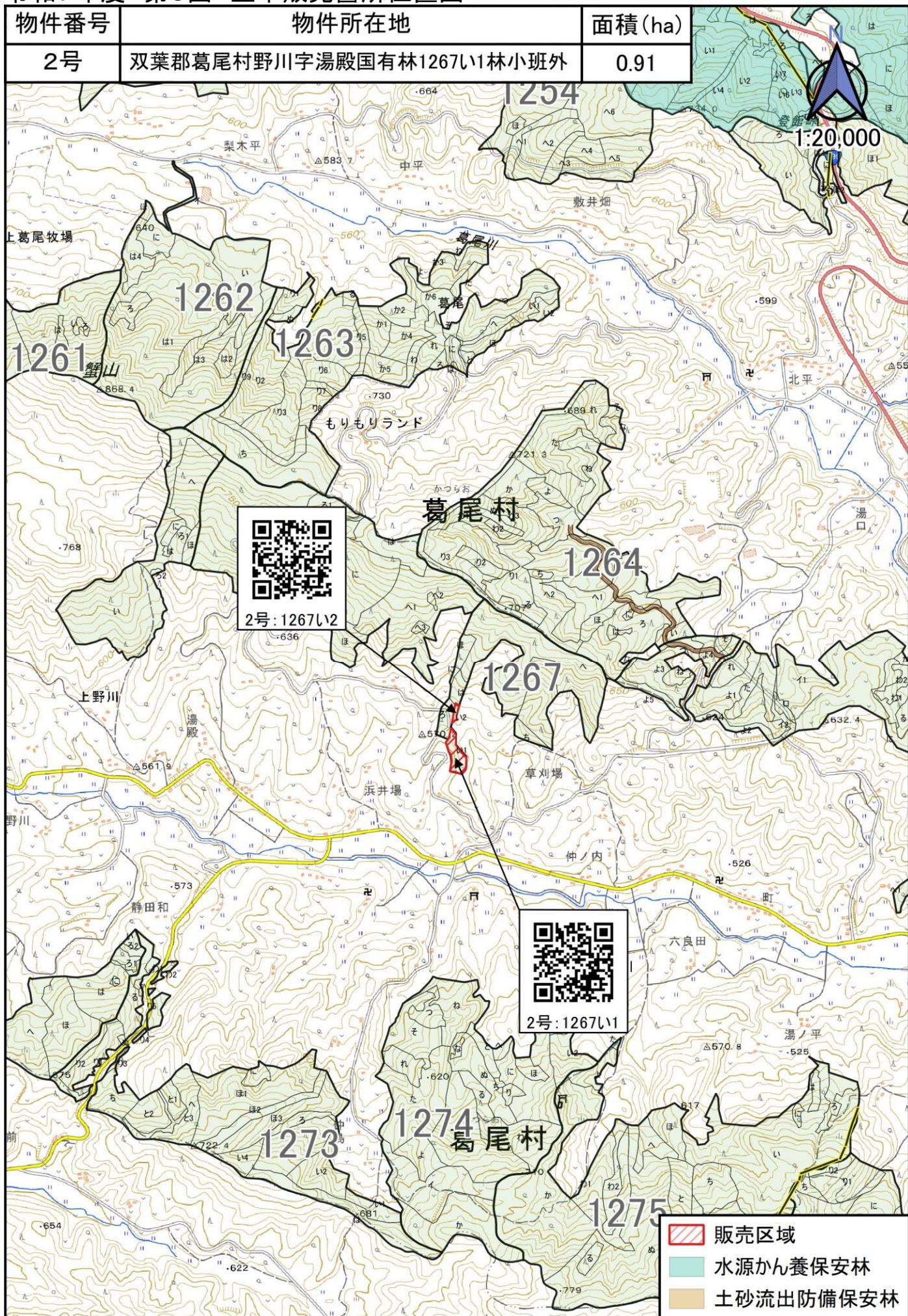
1-2

## 1-2 標準地内立木調査結果(1232木, 0.12ha)

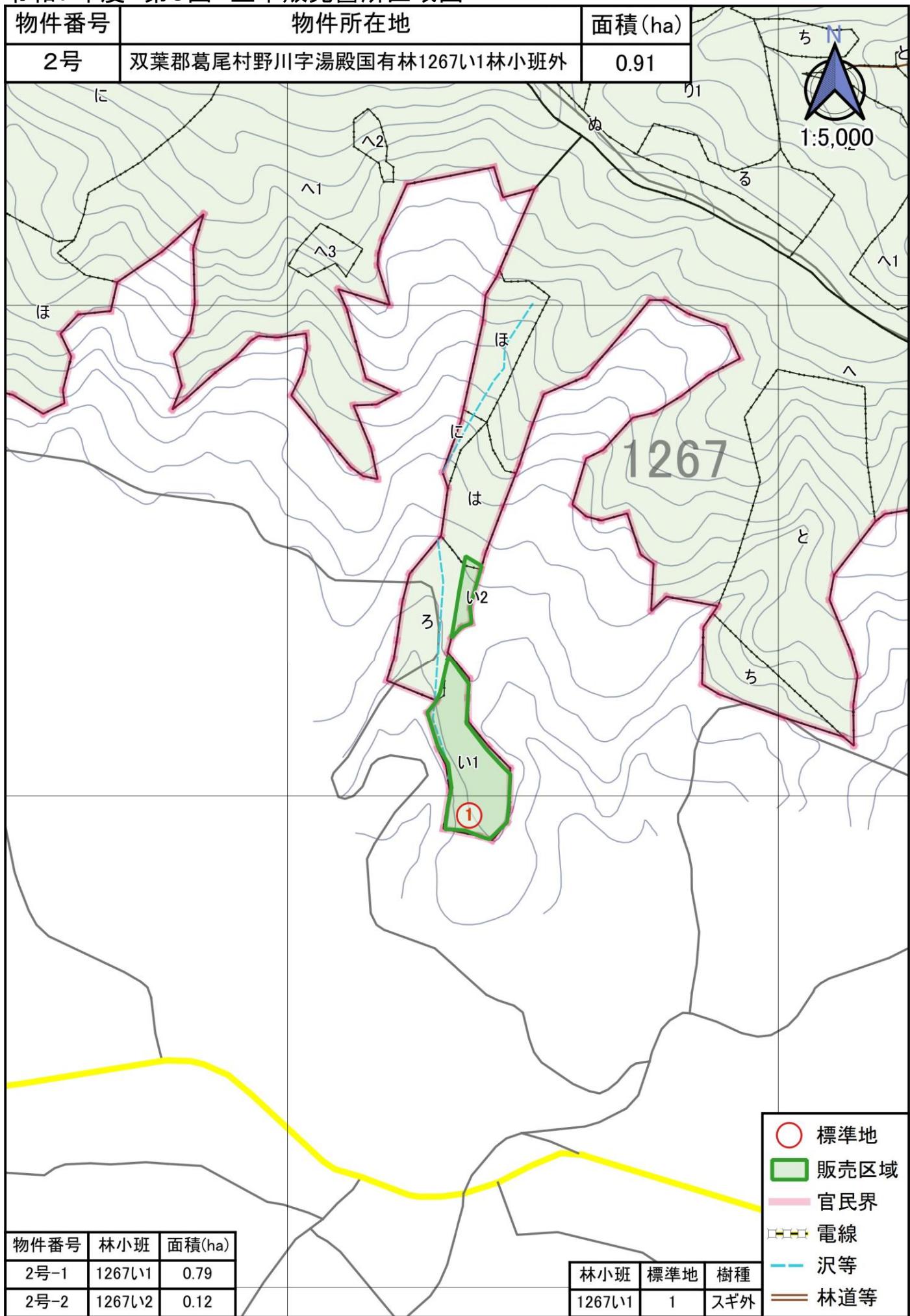
樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
アカマツ	一般材	18	15	0.19	1	0.19
アカマツ	一般材	20	15	0.23	1	0.23
アカマツ	一般材	20	19	0.29	1	0.29
アカマツ	一般材	22	17	0.32	1	0.32
アカマツ	一般材	22	20	0.37	1	0.37
アカマツ	一般材	22	21	0.39	2	0.78
アカマツ	一般材	22	24	0.45	1	0.45
アカマツ	一般材	24	18	0.39	1	0.39
アカマツ	一般材	24	21	0.46	1	0.46
アカマツ	一般材	26	20	0.51	1	0.51
アカマツ	一般材	26	25	0.64	2	1.28
アカマツ	一般材	28	21	0.61	1	0.61
アカマツ	一般材	30	21	0.69	2	1.38
アカマツ	一般材	32	21	0.77	1	0.77
アカマツ	一般材	32	24	0.89	1	0.89
アカマツ	一般材	34	23	0.95	1	0.95
アカマツ	一般材	36	22	1.00	1	1.00
アカマツ	一般材	38	23	1.16	1	1.16
アカマツ	一般材	42	23	1.42	1	1.42
アカマツ	一般材	42	24	1.48	1	1.48
アカマツ	低質材	10	10	0.04	1	0.04
アカマツ	低質材	10	11	0.05	1	0.05
アカマツ	低質材	12	11	0.07	1	0.07
アカマツ	低質材	12	12	0.07	1	0.07
アカマツ	低質材	12	13	0.08	1	0.08
アカマツ	低質材	12	17	0.10	1	0.10
アカマツ	低質材	14	12	0.10	2	0.20
アカマツ	低質材	14	14	0.11	3	0.33
アカマツ	低質材	14	15	0.12	1	0.12
アカマツ	低質材	14	16	0.13	1	0.13
アカマツ	低質材	14	18	0.14	2	0.28
アカマツ	低質材	16	14	0.14	1	0.14
アカマツ	低質材	16	15	0.15	1	0.15
アカマツ	低質材	16	17	0.17	5	0.85
アカマツ	低質材	16	18	0.18	4	0.72
アカマツ	低質材	16	19	0.19	2	0.38
アカマツ	低質材	18	18	0.23	4	0.92
アカマツ	低質材	18	20	0.25	1	0.25
アカマツ	低質材	18	21	0.26	2	0.52
アカマツ	低質材	18	22	0.28	1	0.28
アカマツ	低質材	20	17	0.26	2	0.52
アカマツ	低質材	20	18	0.28	2	0.56

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
アカマツ	低質材	20	19	0.29	1	0.29
アカマツ	低質材	20	21	0.32	2	0.64
アカマツ	低質材	22	17	0.32	1	0.32
アカマツ	低質材	22	18	0.34	2	0.68
アカマツ	低質材	22	21	0.39	3	1.17
アカマツ	低質材	22	25	0.47	1	0.47
アカマツ	低質材	24	15	0.33	1	0.33
アカマツ	低質材	24	20	0.44	1	0.44
アカマツ	低質材	24	25	0.55	1	0.55
アカマツ	低質材	26	19	0.48	1	0.48
アカマツ	低質材	26	20	0.51	1	0.51
アカマツ	低質材	28	19	0.55	1	0.55
アカマツ	低質材	28	21	0.61	1	0.61
アカマツ	低質材	30	21	0.69	1	0.69
アカマツ	低質材	30	23	0.76	1	0.76
アカマツ	低質材	32	19	0.70	2	1.40
アカマツ	低質材	34	23	0.95	1	0.95
低質材L	低質材	10	8	0.03	1	0.03
低質材L	低質材	10	9	0.04	4	0.16
低質材L	低質材	10	10	0.04	13	0.52
低質材L	低質材	10	11	0.04	10	0.40
低質材L	低質材	10	12	0.05	5	0.25
低質材L	低質材	10	13	0.05	4	0.20
低質材L	低質材	10	14	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	12	10	0.05	5	0.25
低質材L	低質材	12	11	0.06	4	0.24
低質材L	低質材	12	12	0.06	3	0.18
低質材L	低質材	12	13	0.07	3	0.21
低質材L	低質材	12	14	0.07	2	0.14
低質材L	低質材	14	11	0.08	3	0.24
低質材L	低質材	14	12	0.09	1	0.09
低質材L	低質材	14	13	0.09	2	0.18
低質材L	低質材	14	14	0.10	1	0.10
低質材L	低質材	14	15	0.11	3	0.33
低質材L	低質材	16	12	0.11	1	0.11
低質材L	低質材	16	15	0.14	1	0.14
低質材L	低質材	16	16	0.15	2	0.30
低質材L	低質材	18	15	0.18	1	0.18
低質材L	低質材	18	16	0.19	1	0.19
低質材L	低質材	20	17	0.25	1	0.25
低質材L	低質材	22	15	0.26	1	0.26
低質材L	低質材	22	17	0.29	1	0.29
低質材L	低質材	24	16	0.33	2	0.66
低質材L	低質材	24	19	0.39	1	0.39

# 令和7年度 第5回 立木販売箇所位置図



# 令和7年度 第5回 立木販売箇所区域図



# 販 売 物 件 明 細 書

2-1

## 2-1 標準地内立木調査結果(1267い1,05ha)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	20	18	0.29	1	0.29
スギ	一般材	24	19	0.42	1	0.42
スギ	一般材	26	20	0.52	1	0.52
スギ	一般材	28	19	0.55	1	0.55
スギ	一般材	32	21	0.78	1	0.78
スギ	一般材	32	23	0.86	1	0.86
スギ	一般材	34	20	0.82	1	0.82
スギ	一般材	34	21	0.87	1	0.87
スギ	一般材	34	23	0.95	1	0.95
スギ	一般材	36	22	1.01	1	1.01
スギ	一般材	38	23	1.16	1	1.16
スギ	一般材	38	25	1.27	1	1.27
スギ	一般材	40	21	1.15	1	1.15
スギ	一般材	40	24	1.33	1	1.33
スギ	一般材	42	23	1.39	1	1.39
スギ	低質材	10	8	0.03	1	0.03
スギ	低質材	10	11	0.05	2	0.10
スギ	低質材	14	12	0.10	1	0.10
スギ	低質材	24	24	0.56	1	0.56
スギ	低質材	26	18	0.46	1	0.46
アカマツ	一般材	16	17	0.17	1	0.17
アカマツ	一般材	18	14	0.18	1	0.18
アカマツ	一般材	20	18	0.28	1	0.28
アカマツ	一般材	22	17	0.32	1	0.32
アカマツ	一般材	28	20	0.58	1	0.58
アカマツ	一般材	30	19	0.62	1	0.62
アカマツ	低質材	18	16	0.20	1	0.20
アカマツ	低質材	18	17	0.22	1	0.22
アカマツ	低質材	22	16	0.30	1	0.30
アカマツ	低質材	22	19	0.35	1	0.35
アカマツ	低質材	24	18	0.39	1	0.39
アカマツ	低質材	28	17	0.49	1	0.49
アカマツ	低質材	32	17	0.62	1	0.62
モミ	一般材	36	18	0.90	1	0.90
モミ	低質材	10	6	0.03	1	0.03
モミ	低質材	10	7	0.03	1	0.03
低質材L	低質材	10	9	0.04	1	0.04
低質材L	低質材	10	11	0.04	3	0.12
低質材L	低質材	10	12	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	12	8	0.04	1	0.04

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
低質材L	低質材	12	10	0.05	2	0.10
低質材L	低質材	12	12	0.06	2	0.12
低質材L	低質材	12	14	0.07	1	0.07
低質材L	低質材	14	14	0.10	1	0.10
低質材L	低質材	16	13	0.12	1	0.12
低質材L	低質材	16	17	0.16	2	0.32
低質材L	低質材	20	16	0.23	1	0.23
低質材L	低質材	22	14	0.24	1	0.24
低質材L	低質材	22	15	0.26	1	0.26
低質材L	低質材	24	17	0.35	1	0.35
低質材L	低質材	24	19	0.39	1	0.39
低質材L	低質材	32	19	0.68	1	0.68

# 販 売 物 件 明 細 書

2-2

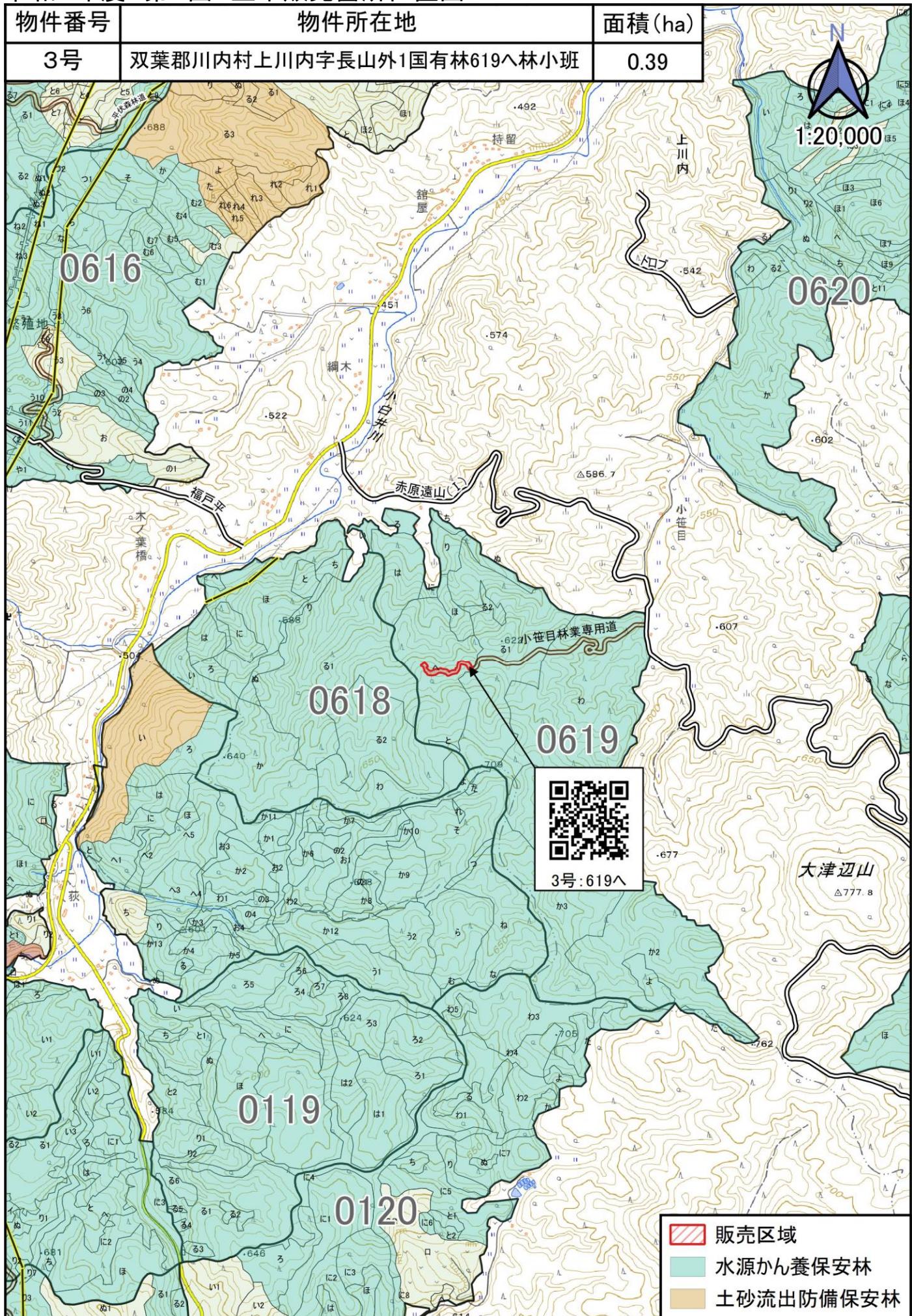
## 2-2 每木調査(精密)結果(1267い2)

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	15	0.19	1	0.19
スギ	一般材	24	22	0.50	1	0.50
スギ	一般材	26	20	0.52	1	0.52
スギ	一般材	30	21	0.70	1	0.70
スギ	一般材	30	23	0.78	1	0.78
スギ	一般材	30	24	0.82	2	1.64
スギ	一般材	32	21	0.78	1	0.78
スギ	一般材	32	25	0.94	1	0.94
スギ	一般材	34	22	0.91	1	0.91
スギ	一般材	38	22	1.11	1	1.11
スギ	一般材	38	25	1.27	2	2.54
スギ	一般材	40	26	1.45	1	1.45
スギ	一般材	44	25	1.64	1	1.64
スギ	一般材	44	26	1.71	1	1.71
スギ	一般材	46	26	1.85	1	1.85
スギ	一般材	48	25	1.92	1	1.92
スギ	一般材	52	26	2.30	1	2.30
スギ	一般材	60	25	2.86	1	2.86
スギ	低質材	10	8	0.03	1	0.03
スギ	低質材	10	11	0.05	1	0.05
スギ	低質材	12	9	0.05	2	0.10
スギ	低質材	12	11	0.07	1	0.07
スギ	低質材	14	15	0.12	1	0.12
スギ	低質材	16	13	0.13	2	0.26
スギ	低質材	16	15	0.16	2	0.32
スギ	低質材	18	11	0.14	1	0.14
スギ	低質材	20	14	0.22	1	0.22
スギ	低質材	20	17	0.27	1	0.27
スギ	低質材	20	22	0.36	1	0.36
スギ	低質材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	低質材	22	19	0.36	1	0.36
スギ	低質材	26	22	0.58	1	0.58
アカマツ	一般材	22	23	0.43	1	0.43
アカマツ	一般材	24	23	0.51	1	0.51
アカマツ	一般材	30	29	0.96	1	0.96
アカマツ	一般材	32	26	0.96	1	0.96
アカマツ	一般材	36	26	1.19	1	1.19
アカマツ	一般材	38	26	1.32	1	1.32
アカマツ	一般材	46	25	1.84	1	1.84
アカマツ	低質材	16	15	0.15	1	0.15
アカマツ	低質材	16	20	0.20	1	0.20

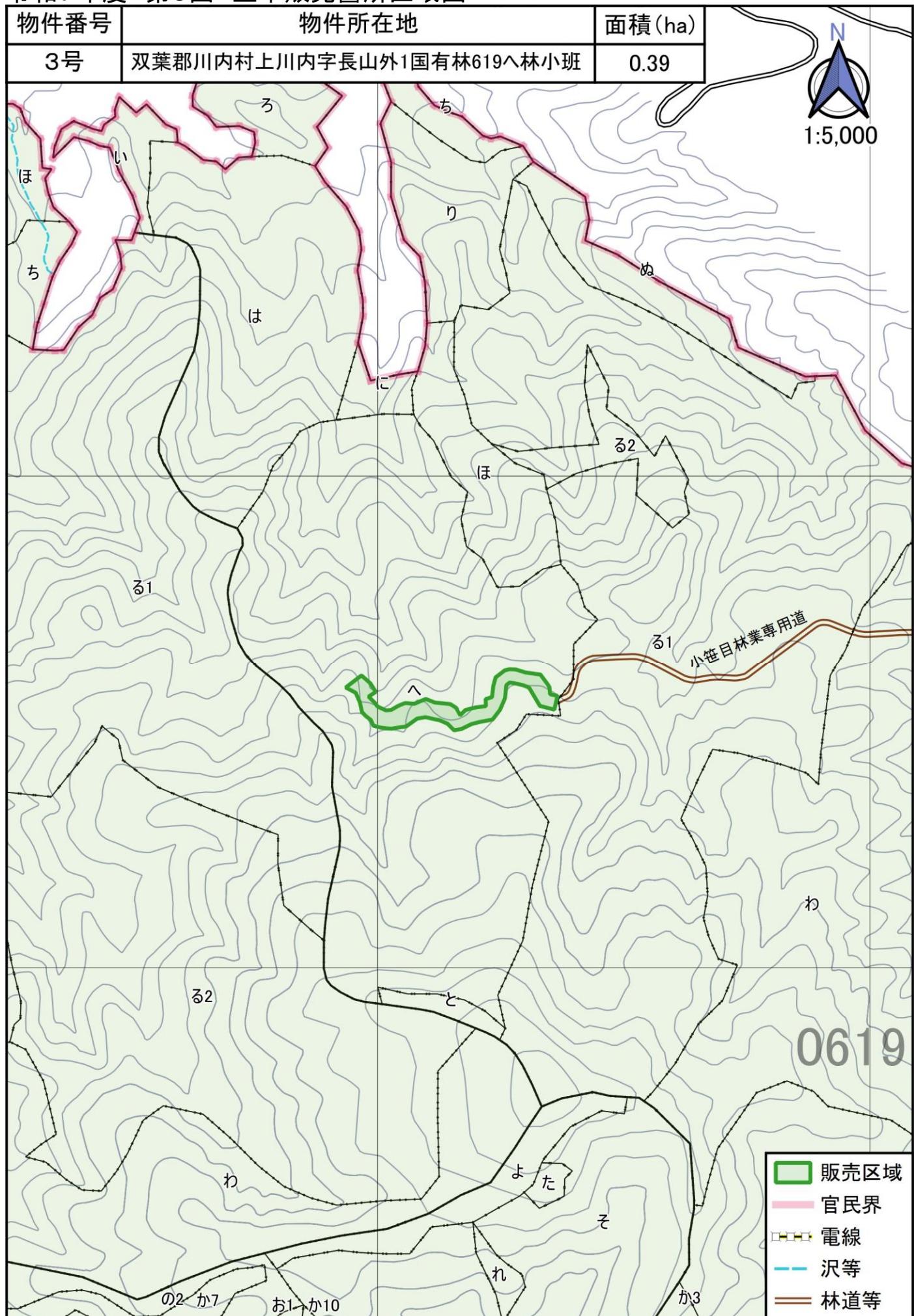
樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
アカマツ	低質材	16	21	0.21	1	0.21
アカマツ	低質材	16	22	0.22	2	0.44
アカマツ	低質材	16	23	0.23	1	0.23
アカマツ	低質材	18	16	0.20	1	0.20
アカマツ	低質材	18	19	0.24	1	0.24
アカマツ	低質材	18	20	0.25	2	0.50
アカマツ	低質材	18	21	0.26	1	0.26
アカマツ	低質材	18	22	0.28	2	0.56
アカマツ	低質材	18	24	0.30	1	0.30
アカマツ	低質材	20	19	0.29	1	0.29
アカマツ	低質材	20	22	0.34	1	0.34
アカマツ	低質材	20	23	0.35	1	0.35
アカマツ	低質材	20	24	0.37	1	0.37
アカマツ	低質材	20	26	0.39	1	0.39
アカマツ	低質材	22	19	0.35	1	0.35
アカマツ	低質材	22	20	0.37	1	0.37
アカマツ	低質材	22	24	0.45	3	1.35
アカマツ	低質材	24	19	0.42	1	0.42
アカマツ	低質材	24	23	0.51	1	0.51
アカマツ	低質材	24	24	0.53	1	0.53
アカマツ	低質材	26	24	0.61	1	0.61
アカマツ	低質材	26	25	0.64	1	0.64
アカマツ	低質材	26	27	0.69	2	1.38
アカマツ	低質材	28	26	0.76	1	0.76
アカマツ	低質材	28	27	0.79	1	0.79
アカマツ	低質材	30	18	0.59	1	0.59
アカマツ	低質材	30	30	1.00	2	2.00
アカマツ	低質材	32	27	1.00	1	1.00
アカマツ	低質材	32	30	1.12	1	1.12
アカマツ	低質材	34	25	1.03	2	2.06
アカマツ	低質材	36	22	1.00	1	1.00
アカマツ	低質材	36	25	1.15	1	1.15
アカマツ	低質材	36	26	1.19	1	1.19
アカマツ	低質材	40	26	1.44	1	1.44
アカマツ	低質材	42	26	1.60	1	1.60
アカマツ	低質材	50	29	2.52	1	2.52
アカマツ	低質材	60	27	3.39	1	3.39
モミ	一般材	38	26	1.44	1	1.44
モミ	一般材	42	26	1.73	1	1.73
低質材L	低質材	10	9	0.04	1	0.04
低質材L	低質材	10	12	0.05	1	0.05
低質材L	低質材	12	12	0.06	1	0.06

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
低質材L	低質材	14	13	0.09	3	0.27
低質材L	低質材	14	16	0.12	1	0.12
低質材L	低質材	16	16	0.15	1	0.15
低質材L	低質材	16	19	0.18	1	0.18
低質材L	低質材	18	12	0.14	1	0.14
低質材L	低質材	18	17	0.20	1	0.20
低質材L	低質材	20	16	0.23	1	0.23
低質材L	低質材	22	15	0.26	1	0.26
低質材L	低質材	24	14	0.29	1	0.29
低質材L	低質材	24	19	0.39	1	0.39
低質材L	低質材	24	20	0.41	1	0.41
低質材L	低質材	26	18	0.43	1	0.43
低質材L	低質材	26	19	0.45	1	0.45
低質材L	低質材	28	21	0.58	1	0.58
低質材L	低質材	34	23	0.92	1	0.92

# 令和7年度 第5回 立木販売箇所位置図



# 令和7年度 第5回 立木販売箇所区域図



## 販 売 物 件 明 細 書

3

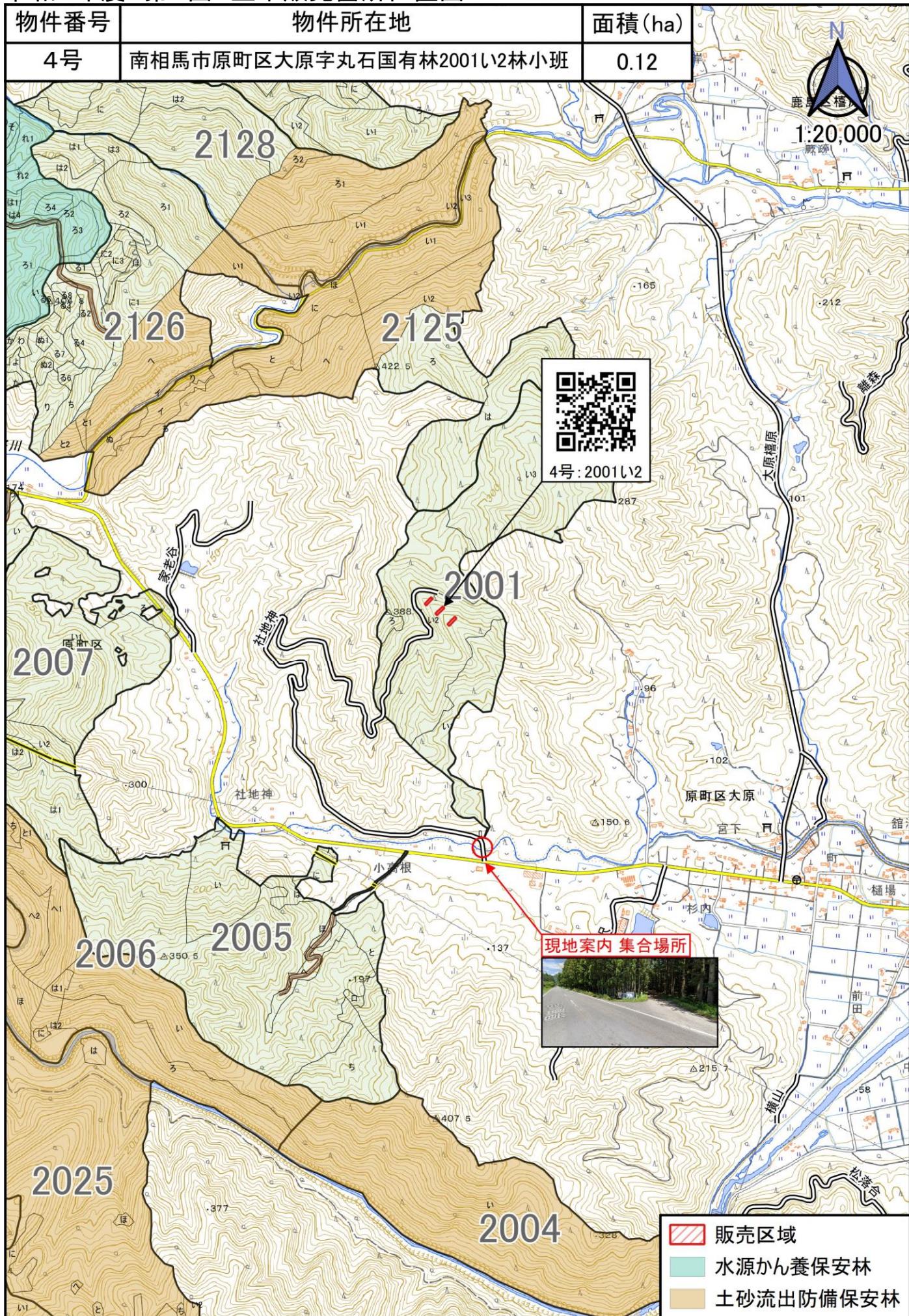
入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
3	双葉郡川内村上川内字長山外1国有林619ヘ林小班				0.39	皆伐	川内
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積			
カラマツ	生立木	一般材	18	14.93		○ 国有林(保安林)	
アカマツ	生立木	一般材	15	17.63		○ 搬出期限 令和8年4月30日	
一般材 N 計			33	32.56		○ 林齢 69 年	
						○ 調査方法	
カラマツ	生立木	低質材	29	13.14		毎木調査(樹高曲線) 次項参照	
アカマツ	生立木	低質材	148	106.86			
モミ	生立木	低質材	8	1.22		○ 注意事項	
低質材 N 計			185	121.22		・搬出期限後に林道工事を行うため、搬出期間を延長することはできません。	
低質材 L 計	生立木	低質材	268	32.19		・このため、令和8年4月30日までに全ての販売木の伐採・搬出を完了する必要があります。	
						・また、測量杭(仮BM)が現地に打設されているため、伐倒・集材時に損壊する事がないように注意して下さい。	
						○ 条件等	
						・水源かん養保安林	
						・林道工事に伴う支障木	
合 計			486	185.97			

### 3 每木調査(樹高曲線)結果(619ヘ)

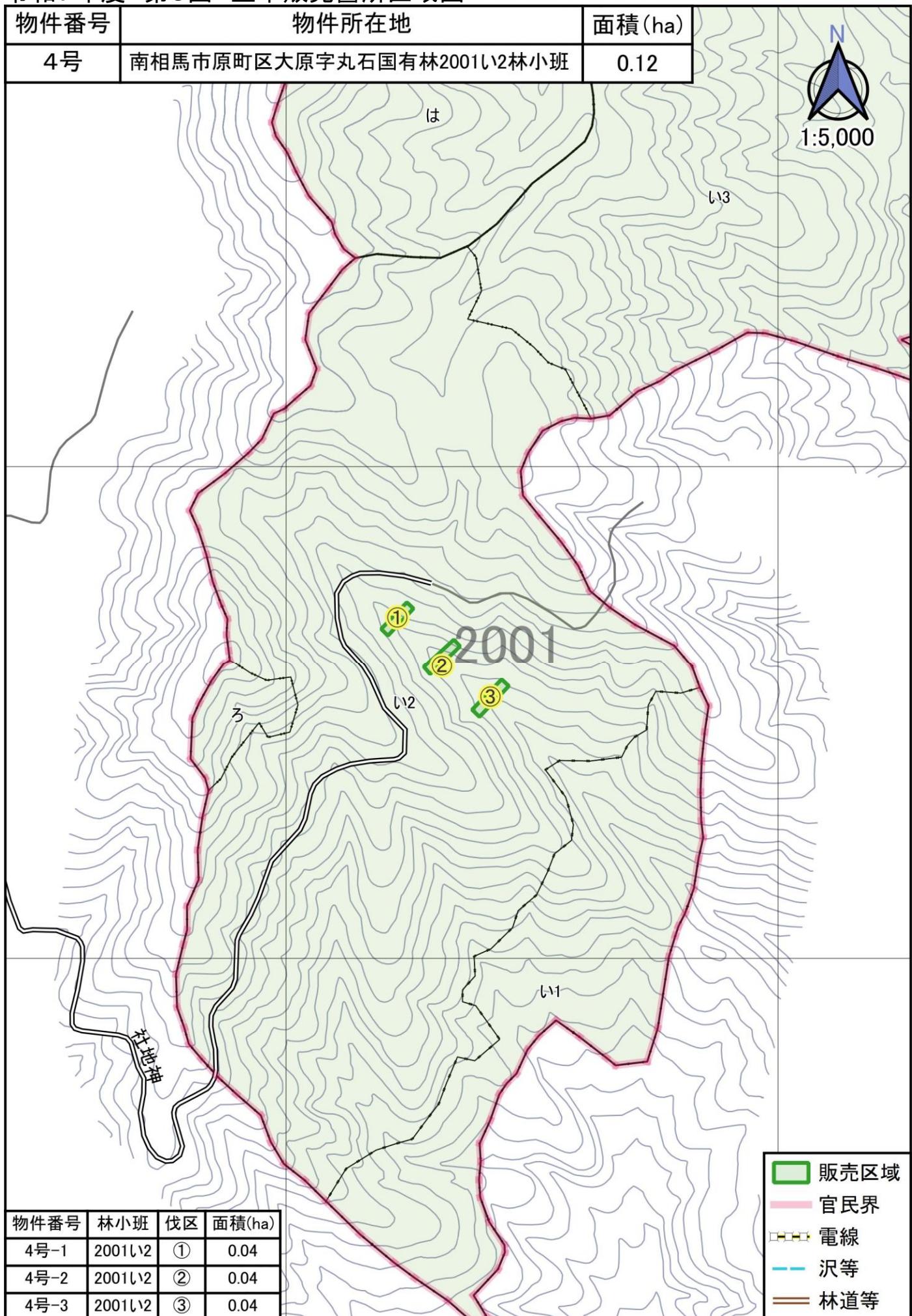
樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
アカマツ	一般材	26	23	0.58	1	0.58
アカマツ	一般材	28	24	0.70	3	2.10
アカマツ	一般材	30	24	0.79	1	0.79
アカマツ	一般材	32	25	0.93	2	1.86
アカマツ	一般材	36	27	1.24	2	2.48
アカマツ	一般材	38	27	1.37	1	1.37
アカマツ	一般材	40	28	1.56	3	4.68
アカマツ	一般材	44	27	1.82	1	1.82
アカマツ	一般材	44	29	1.95	1	1.95
アカマツ	低質材	14	14	0.11	3	0.33
アカマツ	低質材	16	16	0.16	4	0.64
アカマツ	低質材	18	18	0.23	7	1.61
アカマツ	低質材	20	19	0.29	7	2.03
アカマツ	低質材	22	21	0.39	18	7.02
アカマツ	低質材	24	22	0.48	15	7.20
アカマツ	低質材	26	23	0.58	10	5.80
アカマツ	低質材	28	24	0.70	15	10.50
アカマツ	低質材	30	24	0.79	19	15.01
アカマツ	低質材	32	25	0.93	15	13.95
アカマツ	低質材	34	26	1.08	16	17.28
アカマツ	低質材	36	27	1.24	10	12.40
アカマツ	低質材	38	27	1.37	5	6.85
アカマツ	低質材	40	28	1.56	4	6.24
カラマツ	一般材	18	13	0.17	2	0.34
カラマツ	一般材	22	15	0.29	2	0.58
カラマツ	一般材	24	17	0.39	1	0.39
カラマツ	一般材	28	20	0.62	1	0.62
カラマツ	一般材	30	21	0.75	3	2.25
カラマツ	一般材	32	22	0.88	2	1.76
カラマツ	一般材	34	22	0.97	3	2.91
カラマツ	一般材	36	23	1.12	1	1.12
カラマツ	一般材	46	22	1.60	1	1.60
カラマツ	一般材	46	23	1.68	2	3.36
カラマツ	低質材	12	10	0.06	1	0.06
カラマツ	低質材	12	12	0.07	2	0.14
カラマツ	低質材	18	13	0.17	4	0.68
カラマツ	低質材	20	14	0.22	2	0.44
カラマツ	低質材	22	15	0.29	3	0.87
カラマツ	低質材	24	17	0.39	3	1.17
カラマツ	低質材	26	19	0.51	4	2.04
カラマツ	低質材	28	20	0.62	4	2.48
カラマツ	低質材	30	21	0.75	2	1.50

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
カラマツ	低質材	32	22	0.88	3	2.64
カラマツ	低質材	36	23	1.12	1	1.12
モミ	低質材	10	9	0.04	2	0.08
モミ	低質材	12	9	0.06	1	0.06
モミ	低質材	12	10	0.06	1	0.06
モミ	低質材	14	11	0.09	1	0.09
モミ	低質材	14	12	0.10	1	0.10
モミ	低質材	16	13	0.14	1	0.14
モミ	低質材	32	17	0.69	1	0.69
低質材L	低質材	4	5	0.00	22	0.09
低質材L	低質材	6	6	0.01	14	0.14
低質材L	低質材	8	8	0.02	25	0.50
低質材L	低質材	10	10	0.04	47	1.88
低質材L	低質材	12	11	0.06	49	2.94
低質材L	低質材	14	12	0.09	34	3.06
低質材L	低質材	16	13	0.12	21	2.52
低質材L	低質材	18	14	0.17	18	3.06
低質材L	低質材	20	15	0.22	8	1.76
低質材L	低質材	22	15	0.26	3	0.78
低質材L	低質材	24	16	0.33	6	1.98
低質材L	低質材	26	17	0.41	2	0.82
低質材L	低質材	28	17	0.47	4	1.88
低質材L	低質材	30	18	0.57	7	3.99
低質材L	低質材	32	19	0.68	3	2.04
低質材L	低質材	36	19	0.85	2	1.70
低質材L	低質材	38	18	0.90	1	0.90
低質材L	低質材	40	19	1.05	1	1.05
低質材L	低質材	40	20	1.10	1	1.10

# 令和7年度 第5回 立木販売箇所位置図



# 令和7年度 第5回 立木販売箇所区域図



## 販 売 物 件 明 細 書

4-1

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	南相馬市原町区大原字丸石国有林2001い2林小班(①伐区)				0.04	皆伐	原町
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積			
ス ギ	生立木	一般材	16	7.20			○ 分収造林契約箇所(普通林)
一般材 N 計			16	7.20			○ <b>搬出期限 令和8年4月30日</b>
							○ 林齢 37 年
ス ギ	生立木	低質材	13	2.88			○ 調査方法
低質材 N 計			13	2.88			每木調査(精密) 次項参照
							○ 注意事項
							・搬出期限後に治山工事を行うため、 <b>搬出期間を延長することはできません。</b>
							・このため、 <u>令和8年4月30日</u> までに全ての販売木の伐採・搬出を完了する必要があります。
							・また、測量杭(仮BM)が現地に打設されているため、伐倒・集材時に <b>損壊</b> する <b>こと</b> がないように注意して下さい。
							○ 条件等
							・治山工事に伴う支障木
合 計			29	10.08			

#### 4-1 每木調査(精密)結果(2001い2)①伐区

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	15	0.19	1	0.19
スギ	一般材	20	16	0.25	1	0.25
スギ	一般材	20	17	0.27	1	0.27
スギ	一般材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	一般材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	一般材	24	16	0.35	1	0.35
スギ	一般材	26	17	0.43	1	0.43
スギ	一般材	26	17	0.43	1	0.43
スギ	一般材	28	17	0.49	1	0.49
スギ	一般材	28	18	0.52	1	0.52
スギ	一般材	28	18	0.52	1	0.52
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	34	18	0.74	1	0.74
スギ	一般材	34	19	0.78	1	0.78
スギ	低質材	12	7	0.04	1	0.04
スギ	低質材	12	10	0.06	1	0.06
スギ	低質材	14	13	0.11	1	0.11
スギ	低質材	14	13	0.11	1	0.11
スギ	低質材	16	15	0.16	1	0.16
スギ	低質材	18	16	0.21	1	0.21
スギ	低質材	20	15	0.24	1	0.24
スギ	低質材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	低質材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	低質材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	低質材	24	15	0.32	1	0.32
スギ	低質材	24	16	0.35	1	0.35
スギ	低質材	26	16	0.40	1	0.40

## 販 売 物 件 明 細 書

4-2

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	南相馬市原町区大原字丸石国有林2001い2林小班(②伐区)				0.04	皆伐	原町
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積			
ス ギ	生立木	一般材	20	9.60			○ 分収造林契約箇所(普通林)
一般材 N 計			20	9.60			○ <b>搬出期限 令和8年4月30日</b>
							○ 林齢 37 年
ス ギ	生立木	低質材	8	1.98			○ 調査方法
低質材 N 計			8	1.98			每木調査(精密) 次項参照
							○ 注意事項
							・搬出期限後に治山工事を行うため、 <b>搬出期間を延長することはできません。</b>
							・このため、 <u>令和8年4月30日</u> までに全ての販売木の伐採・搬出を完了する必要があります。
							・また、測量杭(仮BM)が現地に打設されているため、伐倒・集材時に <b>損壊</b> する <b>こと</b> がないように注意して下さい。
							○ 条件等
							・治山工事に伴う支障木
合 計			28	11.58			

#### 4-2 每木調査(精密)結果(2001い2)②伐区

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	16	12	0.12	1	0.12
スギ	一般材	16	17	0.18	1	0.18
スギ	一般材	18	16	0.21	1	0.21
スギ	一般材	22	14	0.25	1	0.25
スギ	一般材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	一般材	22	17	0.32	1	0.32
スギ	一般材	24	16	0.35	1	0.35
スギ	一般材	24	17	0.37	1	0.37
スギ	一般材	24	17	0.37	1	0.37
スギ	一般材	26	16	0.40	1	0.40
スギ	一般材	26	18	0.46	1	0.46
スギ	一般材	26	18	0.46	1	0.46
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	30	19	0.63	1	0.63
スギ	一般材	32	19	0.70	1	0.70
スギ	一般材	34	17	0.69	1	0.69
スギ	一般材	34	17	0.69	1	0.69
スギ	一般材	36	20	0.91	1	0.91
スギ	一般材	42	18	1.09	1	1.09
スギ	低質材	12	8	0.05	1	0.05
スギ	低質材	16	10	0.10	1	0.10
スギ	低質材	16	10	0.10	1	0.10
スギ	低質材	20	15	0.24	1	0.24
スギ	低質材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	低質材	24	16	0.35	1	0.35
スギ	低質材	26	17	0.43	1	0.43
スギ	低質材	26	17	0.43	1	0.43

## 販 売 物 件 明 細 書

4-3

入札番号	物 件 所 在 地				面積(ha)	伐採種	森林事務所
4	南相馬市原町区大原字丸石国有林2001い2林小班(③伐区)				0.04	皆伐	原町
樹 種	種 類	区 分	本 数	材 積			
ス ギ	生立木	一般材	19	10.75			○ 分収造林契約箇所(普通林)
一般材 N 計			19	10.75			○ <b>搬出期限 令和8年4月30日</b>
							○ 林齢 37 年
ス ギ	生立木	低質材	5	2.01			○ 調査方法
低質材 N 計			5	2.01			每木調査(精密) 次項参照
							○ 注意事項
							・搬出期限後に治山工事を行うため、 <b>搬出期間を延長することはできません。</b>
							・このため、 <u>令和8年4月30日</u> までに全ての販売木の伐採・搬出を完了する必要があります。
							・また、測量杭(仮BM)が現地に打設されているため、伐倒・集材時に <b>損壊</b> する <b>こと</b> がないように注意して下さい。
							○ 条件等
							・治山工事に伴う支障木
合 計			24	12.76			

### 4-3 每木調査(精密)結果(2001い2)③伐区

樹種	材種	径級	樹高	単材積	本数	実材積
スギ	一般材	18	16	0.21	1	0.21
スギ	一般材	24	14	0.30	1	0.30
スギ	一般材	24	15	0.32	1	0.32
スギ	一般材	26	14	0.34	1	0.34
スギ	一般材	26	17	0.43	1	0.43
スギ	一般材	28	17	0.49	1	0.49
スギ	一般材	30	14	0.44	1	0.44
スギ	一般材	30	14	0.44	1	0.44
スギ	一般材	30	17	0.55	1	0.55
スギ	一般材	30	18	0.59	1	0.59
スギ	一般材	30	18	0.59	1	0.59
スギ	一般材	32	14	0.51	1	0.51
スギ	一般材	32	17	0.62	1	0.62
スギ	一般材	32	19	0.70	1	0.70
スギ	一般材	34	18	0.74	1	0.74
スギ	一般材	34	20	0.82	1	0.82
スギ	一般材	36	15	0.67	1	0.67
スギ	一般材	38	18	0.89	1	0.89
スギ	一般材	40	20	1.10	1	1.10
スギ	低質材	22	9	0.15	1	0.15
スギ	低質材	22	15	0.28	1	0.28
スギ	低質材	22	16	0.30	1	0.30
スギ	低質材	30	15	0.47	1	0.47
スギ	低質材	36	18	0.81	1	0.81